

○北しりべし廃棄物処理広域連合職員賞慰金支給条例施行規則

制 定 平成 14 年 7 月 1 日規則第 22 号
最近改正 令和 4 年 5 月 20 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合職員賞慰金支給条例（平成 14 年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給申請)

第 2 条 条例第 5 条第 2 項又は条例第 6 条第 1 項の規定により賞慰金の支給を受けようとする者は、賞慰金受給申請書（様式第 1 号）を広域連合長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、公務災害補償の実施機関が発行した遺族補償決定通知書の写し又は障害補償決定通知書の写しその他広域連合長が必要と認める書類のほか、死亡賞慰金の受給申請にあつては、受給申請者と死亡職員との続柄及び生計維持関係を明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

(死亡賞慰金の受給申請等に係る代表者の選任)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項において準用する地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 37 条の規定により死亡賞慰金の支給を受けることができる遺族が 2 人以上あるときは、これらの遺族は、そのうちの 1 人を死亡賞慰金の受給申請及び受領を行うための代表者として選任して、代表者選任届（様式第 2 号）を広域連合長に提出しなければならない。

(支給決定の通知)

第 4 条 広域連合長は、賞慰金の支給を決定したときは、賞慰金支給決定通知書（様式第 3 号）により当該申請者に通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 4. 5. 20 規則 5）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

賞 慰 金 受 給 申 請 書

年 月 日

北しりべし廃棄物処理
広域連合長 様

住 所

申請者 氏 名

被災職員
との続柄

賞慰金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

被災職員	氏 名		賞 慰 金 を 受 け る 遺 族	氏 名	続 柄	住 所
	生 年 月 日	年 月 日				
	所 属					
	職 名					
	負傷（発病） 年 月 日	年 月 日				
	治ゆ（死亡） 年 月 日	年 月 日				

添付書類

- 1 障害の場合
公務災害補償の実施機関が発行した障害補償決定通知書の写し
- 2 死亡の場合
 - (1) 公務災害補償の実施機関が発行した遺族補償決定通知書の写し
 - (2) 申請者と死亡職員との続柄及び生計維持関係を明らかにすることができる書類

様式第2号（第3条関係）

代 表 者 選 任 届

年 月 日

北しりべし廃棄物処理
広域連合長 様

住 所

届出者

氏 名

印

下記の者を死亡賞慰金の受給申請及び受領を行うための代表者に選任したので
届け出ます。

記

代 表 者 の 氏 名	
死 亡 職 員 と の 続 柄	

様式第3号（第4条関係）

賞 慰 金 支 給 決 定 通 知 書

年 月 日

様

北しりべし廃棄物処理
広域連合長

印

年 月 日付けで受給申請のあった賞慰金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

死 亡 賞 慰 金	円
-----------	---

障 害 賞 慰 金	円 (障害等級第 級)
-----------	----------------